

令和6年度 第1回国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 令和6年10月16日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 泉大津市役所 職員会館
- 3 案 件 (1) 会長選出について  
(2) 令和5年度決算概要について  
(3) その他
- 4 出席委員
- |             |        |        |
|-------------|--------|--------|
| 被保険者代表委員    | 石川 泰皓  | 吉村 千枝  |
|             | 府中 しのぶ | 村田 彦一  |
| 保険医・薬剤師代表委員 | 中瀬 栄之  |        |
|             | 赤崎 英雄  | 山本 真也  |
| 公益代表委員      | 川井 太加子 | 丸谷 正八郎 |
|             | 大久保 學  | 濱田 寛   |
| 被用者保険代表委員   | 岡元 裕一  |        |
- 5 市側出席者
- |            |        |
|------------|--------|
| 保険福祉部長     | 松下 良   |
| 保険年金課長     | 草竹 佐季子 |
| 健康づくり課長    | 谷中 由美  |
| 健康づくり課参事   | 藤川 真也  |
| 保険年金課長補佐   | 松井 祐樹  |
| 保険年金課保険料係長 | 竹内 壮一郎 |
| 保険年金課給付係長  | 河原 大樹  |
- 傍聴人 0名

事務局 開会に先立ちまして、南出市長からご挨拶申し上げます。

市 長 (あいさつ)

事務局 (各委員紹介)

(市長退席)

事務局 本日は12名の委員。本協議会規則第3条の規定により本日の会議は成立する旨を報告。案件(1)会長選出について、国民健康保険法施行令第5条の規定により、会長を選出。川井委員が選出。

会 長 (あいさつ)

会 長 事務局から会議資料に基づき説明をお願いいたします。

事務局 それでは、案件2の令和5年度国民健康保険事業特別会計決算につきましてご説明いたします。すみませんが、着座にて説明させていただきます。

国保運営協議会資料の表紙をめくっていただいて、資料1をご覧ください。国民健康保険事業特別会計とは国民健康保険を運営するために必要な経費を計上したもので、1 令和5年度の決算の結果としまして、表の令和5年度部分をご覧ください。

歳入総額 保険料など国保特会に入ってきた収入が77億8,781万6千円、歳出総額 医療費など国保特会において使った金額 77億3,048万4千円。差引 5,733万2千円となり、令和5年度は黒字となりました。ただ、令和4年度からの繰越金である令和4年度時の黒字額を差し引いた単年度収支につきましては、3,443万2千円の赤字となっております。この単年度収支の赤字の理由ですが、2にまいりまして、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行、社会保険適用拡大、定年延長による被保険者数の減少、また保険料算定で用

いた所得推計と実績値が乖離したことにより想定したよりも保険料収入が減少したことなどが考えられます。なお、参考に市の国保財政調整基金の状況を示しておりますが、令和5年度末時点で約3億円の基金残高となっております。次に3におきましては、主な費目の増減等を示しております。被保険者数の減少により保険料や保険者で負担する医療費である保険給付費は減少しておりますが、大阪府へ納付する事業費納付金が増加しており、先程伝えましたとおり結果、令和5年度決算の単年度収支が赤字になったものと考えております。4では、令和元年度以降の被保険者数、医療費等の状況を図で示しておりますので、ご確認ください。国保特会では、引き続き保険料の適正賦課と収納対策に努めるとともに、医療費の適正化や保健事業の推進につつまして取り組んでまいりたいと考えております。なお、資料2は決算の内訳でございますので、後ほど、ご確認ください。引き続き、資料3をご覧ください。資料3では国民健康保険事業における、被保険者数・保険給付費・保険料賦課及び収納状況等について記載しております。

(1)と(2)は、国保の世帯数及び被保険者数、介護保険2号世帯数及び被保険者数の推移でございます。傾向としては減少傾向でございます。

次に(3)保険給付費・事業納付金でございますが、保険給付費は減少傾向にあります。減少の要因としては、繰り返しとなりますが、被保険者数が減少していることと考えておりますが、一方で、高額な医薬品が使用されますと、増加要因にもなります。また、事業費納付金は、平成30年度からの広域化によって、大阪府へ納付金を納付することになっており、その金額をお示ししております。

次に(4)の保険料賦課状況でございますが、激変緩和期間中の令和3年度から5年度までは、基金を3,000万円取り崩し、保険料抑制に努めてきました。今年度 令和6年度からは、大阪府で一つの国保の考えのもと保険料は統一されております。

次に(5)保険料収納状況でございますが、令和5年度の調定額被保険者の所得等に応じ納めていただく必要のある額に対する収入済み額の割合である収納率でございますが、現年度分が93.43%で前年度比0.53ポイントプラス、滞納繰越分が39.45%で0.89ポイントマイナス、全体では86.40%で0.79ポイントプラスとなっております。

(6)では収納率の推移をグラフに示しております。令和5年度は滞納繰越し分が減少しましたが、現年度分が上昇しており、全体としては上昇傾向にあるといったところです。以上簡単ではござ

いますが、説明を終わらせていただきます。

会 長 説明が終わりました。只今の件について、何か御質問御意見があれば承ります。

委 員 今後の財政調整基金の活用について、保険料統一前は3,000万円を保険料抑制に使っていただいていたのですが、保険料統一後は市で独自で使えるのか府で活用していくものなのか、御教示ください。

事務局 基金の使い方は、保険料統一後は大阪府の運営方針に定められています。そのため、保険料の抑制のために使うのは難しくなっています。今後の基金の活用につきましては、社会情勢の悪化に備えて、一定積み立てて置く必要があると考えており、また保健事業の独自分に活用することと考えています。

委 員 基金は大阪府がプールすることになるのでしょうか。

事務局 基本的には市で持つものになります。残高については、4年度末で同規模レベルの府内の市町村では少ない方だと認識しています。府全体としては、保険料抑制のため基金を活用したことがあり、今後もそのような活用をされることが想定されます。

会 長 他にございませんか。 他にご質問等がないようですので、本件はこれで終結させていただきます。

会 長 次に案件3の「その他」としまして、事務局より報告事項がございますので、説明を願います。

事務局 それでは、その他の案件としまして「保険証とマイナンバーカードの一体化について」、ご説明いたします。すみませんが、着座にて説

明させていただきます。

資料4をご覧ください。皆さまも御存知かと思いますが、今年 令和6年12月2日に現行の被保険者証が廃止となり、健康保険の利用登録されたマイナンバーカード いわゆるマイナ保険証が原則となりますので、現時点での状況を説明させていただきたいと思います。まず、12月2日に被保険者証は廃止となりますが、今月 皆様に送付しております新しい被保険者証の有効期限までは有効となりますので、年度途中に後期高齢者医療制度に移行される方以外は、来年の令和7年10月31日まで現行の被保険者証をお使いいただけます。ただ、12月2日以降に国民健康保険に新規加入される方や被保険者証を紛失された方などには、被保険者証を交付することはできなくなります。12月2日以降に新規加入される方などでマイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を、マイナ保険証をお持ちの方には、簡易な資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」を交付することとなります。「資格確認書」とは、名称は変わりますが、現行の被保険者証とよく似たものを交付する予定で、被保険者証と同じように医療機関等に提示することで、今までどおり受診していただけます。「資格情報のお知らせ」とは、マイナ保険証をお持ちの方に交付するもので、簡易な資格情報を記載したものとなります。資格情報のお知らせのみで医療機関等を受診することはできませんが、医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合など、マイナ保険証とともに提示することで受診することができます。最後に短期証・資格証明書の廃止についてですが、オンライン資格確認では、保険証の有効期間という概念がなくなるため、廃止となります。そもそも短期証は一定保険料を滞納されている被保険者に対して、納付相談の機会を設けるために一般証と比較して期間の短い保険証を指し、資格者証とは、特別な事情もなく、長期間保険料を滞納された被保険者に対し、交付するもので、医療機関等ではいったん10割負担で受診し、後日保険者において償還払いを行うものでございます。12月2日以降は、短期証、資格者証ともに廃止となりますが、滞納者に対し、納付相談の機会を設けるため、資格者証と同じような特別療養費対象者という、特別な事情もなく長期間保険料を滞納されている被保険者に対し、医療機関等ではいったん10割負担で受診し、後日、保険者において償還払いを行う制度が設けられます。

そのほか、今後マイナ保険証の解除申請が始まるなど、12月2日に向けて、被保険者の皆様が混乱なく移行できるよう周知に努めたいと考えております。以上で、「保険証とマイナンバーカードの一体化について」の説明を終わります。事務局からは以上です。

会 長 説明が終わりました。只今の件について、何か御質問があれば承ります。

会 長 それでは、他に質問がないようでございますので、本件は終結いたしますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。ではこの際ですので他にご質問はございませんか。

委 員 保険料の収納率ですが、令和5年度は下がっているのですが、何か原因があるのか、また他の地域ではどうなっているのかご教示ください。

事務局 収納率の低下につきましては、保険料率自体の上昇や、コロナ給付金があったことによる所得の上昇、コロナ減免の適用の影響で令和4年度まで収納率が高かったことが原因と考えられます。令和5年度は府内全体でも厳しいところが多く、本市の状況としては、府内の同じような規模の団体では、高くもないし低くもない位置であり、今後も収納率向上を目指していきたいと思います。

委 員 マイナ保険証について、現場ではできるだけマイナ保険証の利用を促進するように患者さんをお願いしています。市役所であまり勧めていないようであれば、ご協力いただけないでしょうか。

事務局 8月の限度額適用認定証の更新時に一定案内をしておりますが、マイナ保険証の利用登録、マイナンバーカード取得は義務ではないので、作成した場合などにどうなるかというメリットの案内はできませんが強制はできず、あまり強く言えない状況です。

委 員 資料1の4.について、一人当たりの医療費が増えてきていますが、何か要因があるのでしょうか。

事務局 過去に高価な薬剤で治療されていた被保険者がいらっしやった時があり、なかなか医療費が下がりにくかった時期がありました。

本市は医療機関が多く、一日当たりの医療費は高くないと思われませんが、1人当たりの医療費となれば高くなる状況です。

また、本市は規模が小さいので高価な薬剤を使えば、その分影響はすぐに表れてくるものと思われます。

委員 マイナンバーカードの利用登録をしなくても、資格確認書で今までとおり、病院で使えるということでしょうか。一年ごとに更新しなくても使えるということでしょうか。

事務局 現時点では基本的には今の被保険証と同じ取り扱いになると思われますので、1年に1回更新になる予定です。

委員 母が施設に入所しており、マイナンバーカードは作っていません。資格確認書は交付してもらわないと困ることになります。

事務局 マイナンバーカードの作成は本人の意思次第ですが、顔認証のものも作成できますので、暗証番号が問題になることはないと思います。マイナンバーカードが無くても、資格確認書の発行を受けることはできます。

委員 自分では保管できないので、施設の人に預けることにはなりますが、あまり預けたくないという方が一定数いるのではないのでしょうか。

事務局 そのあたりは施設と相談して決めて頂けたらと思います。いずれにしましても、医療機関を受診できるように国が制度設計していますので、使いやすいように使っていただけたらと考えております。

委員 保険料を滞納している方の中で払う気持ちがあるのに払えない場合には、何かフォローを行っていますか。また、払っていない方は、

医療費が10割負担になるのでしょうか。

事務局 保険料は昨年の所得に基づいて決定されています。直近の収入に変動があった方に対しては減免制度があります。また、本市では滞納されている方に対する徴収は、税務課で相談機会を設けており、そこで分割納付などを行うことによって、対応をしております。

10割負担に関して言うとあくまで特別な理由もないのに払っていない方が対象となります。こちらとしては納付相談の機会を設けたり、できるだけそのような状態にならないように対応していきたいと思います。

委員 病気は待ってくれない。その中でどのようにフォローしていくのか、繊細な問題だなと思いました。

委員 マイナ保険証を使うと20円節約できるのですね。本市ではどの位の人がマイナ保険証を登録しているのでしょうか。

事務局 マイナ保険証を使うと診療報酬の部分が安くなります。また、本市では55%程度です。徐々に増えている状況です。

委員 私は今年で75歳になりましたが、国保と後期の保険料の通知が両方来ていますが、保険料の切り替え時期はどのようになっているのでしょうか。また、後期に移った場合、世帯全体としては保険料がどうなるのでしょうか。

事務局 世帯構成によって変わりますが、単身世帯であれば誕生月の翌月から保険料は変更されます。世帯の中に74歳以下の国保の方がいたりする場合などは、世帯で保険料がかかる仕組みになっているので保険料は無くならないです。後期に移った場合、保険料が上がるか下がるかは世帯・所得状況の違いにより、一概にはわかりません。



会 長      他にないようですので、これもちまして本日の運営協議会を閉  
会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 20 分      閉会